

# 危険な密集市街地の解消に向けて 疑問に答えます！

問都市・交通計画課 TEL06-6992-1708

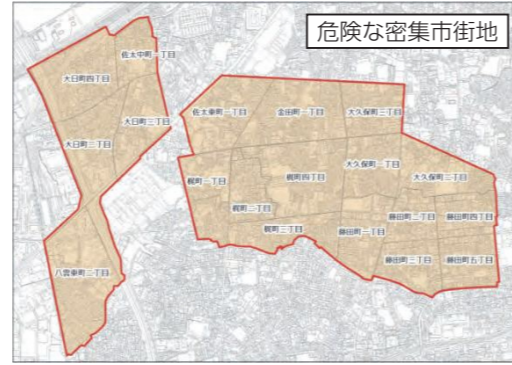
## 危険な密集市街地とは

戦前からある集落や、高度経済成長期に農地が急速に宅地化されてきたまちなど、老朽化した木造建物が密集している地域です。

対象地区は国の基本計画等に即し、定めております。

危険な密集市街地は、大地震が起きれば、多くの建物が倒壊したり、大規模な火災が起こるなど大きな被害が発生する危険性があります。

また、今後30年で南海トラフ地震の発生確率は70～80%ですので、早急に改善する必要があります。



## 具体的な取り組み

住民の皆さんが日常よく利用している道路について、災害時に避難、緊急車両の通行、消防活動が可能となるよう、拡幅等の整備や燃えにくい建物への建て替えなどのため、**老朽木造住宅の解体費用の助成**をしています。

今回は**老朽木造住宅の解体費用の助成について詳しく説明します！！**

### 【助成条件】

#### ①対象地区

佐太中町1丁目、八雲東町2丁目、大日町2～4丁目、佐太東町1丁目  
金田町1丁目、大久保町1～3丁目、梶町1～4丁目、藤田町1～5丁目

#### ②対象建物

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、  
建物の登記をしている

必ず解体業者と契約する前に申請  
してください。



### 【助成内容】

申請者の見積額と市の算出額のうち、低い方に助成率を掛けた額を助成します。

#### 集合住宅

助成率 解体費用の3分の2  
助成限度額 1棟につき**200万円**

#### 戸建住宅

助成率 解体費用の3分の2  
助成限度額 1戸につき**50万円**

**解体の際に助成が出ると助かりますね。申請はだれができますか。**

助成条件を満たす建物を所有されている人であれば、個人でも法人でも可能です。

**解体した後、跡地の活用方法に制限はありますか？**

ありません。自由に活用してください(ただし、都市計画法や建築基準法等の制限は受けます)。具体的な活用例としては、新築住宅への建て替え、駐車場の経営や不動産業社などへの売却があります。

**対象地区外の地区では昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であっても対象外となるのですか。**

本助成制度は、危険な密集市街地を解消するために、老朽木造住宅の解体費を助成していますので、市域全域を対象にするものではありません。

申請方法などで分からない  
点ありましたら  
お気軽に連絡してください。



Before

助成金が**最高200万円!!!**

**申請**が必要です!!

**解体する前に**ご相談を!

After